

環境省令第三号

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十一条、第三十条及び第八十六条並びに石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）第七条及び第八条の規定に基づき、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則を次のように定める。

平成十八年三月十日

環境大臣 小池百合子

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則

（認定の申請）

第一条 石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の認定（第二十三条を除き、以下「認定」という。）の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名、性別、生年月日及び住所
- 二 認定の申請に係る疾病の名称

三 認定の申請の際、日本国内に住所を有しない者にあつては、日本国内に住所を有していた期間
2 前項の申請書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

一 申請者の戸籍の抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は住民票の写し（外国人にあつては、旅券、外国人登録証明書その他の身分を証する書類の写し）

二 認定の申請に係る疾病にかかっていることを証明することができる医師の診断書その他の資料

三 認定の申請に係る疾病が気管支又は肺の悪性新生物であるときは、石綿を吸入することにより当該疾病にかかったことを証明することができる資料

（石綿健康被害医療手帳の様式）

第二条 石綿健康被害医療手帳は、様式第一によるものとする。

（申請中死亡者に係る決定の申請）

第三条 法第五条第一項の決定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一 認定の申請をした者で認定を受けなくて死亡したもの（以下「申請中死亡者」という。）の氏名、性

別、生年月日及び死亡年月日並びに死亡の当時有していた住所

二 申請中死亡者がした認定の申請の年月日

三 申請者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに申請中死亡者との身分関係

四 申請者が申請中死亡者について葬祭を行う者であるときは、その旨

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 申請中死亡者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

二 申請者が申請中死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その申請中死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものであるときは、申請者と申請中死亡者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

三 申請者が申請中死亡者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類

四 申請者が申請中死亡者について葬祭を行う者であるときは、その旨を明らかにすることができる書類

(認定の更新の申請)

第四条 法第七条第一項又は第八条第一項の認定の更新を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一 認定を受けた者（以下「被認定者」という。）の氏名、性別、生年月日及び住所

二 石綿健康被害医療手帳の番号

三 認定に係る指定疾病（以下「認定疾病」という。）の名称

四 認定の有効期間の満了日

五 法第八条第一項の認定の更新を申請しようとする者にあつては、認定の有効期間の満了前に法第七条第一項の規定による申請をすることができなかつた理由

2 前項の申請書には、認定疾病が有効期間の満了後においても継続することを証明することができる医師の診断書その他の資料を添えなければならない。

3 法第七条第一項の規定による申請は、当該認定の有効期間の満了日の属する月の六月前からすることができる。

4 機構は、法第七条第二項又は第八条第二項の規定により認定を更新したときは、新たに石綿健康被害医

療手帳を交付するものとする。

(氏名等の変更の届出)

第五条 被認定者は、氏名又は住所を変更したときは、次に掲げる事項を記載した届書を、速やかに、機構に提出しなければならない。

一 変更前の氏名又は住所及び変更後の氏名又は住所

二 変更の年月日及びその事由

三 石綿健康被害医療手帳の番号

2 前項の届書には、同項第一号に係る事実を証明することができる書類及び石綿健康被害医療手帳を添えなければならない。

(認定疾病が治った場合の届出)

第六条 被認定者は、認定疾病が治ったときは、速やかに、機構にその旨を届け出なければならない。

(死亡の届出)

第七条 被認定者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出

義務者は、速やかに、機構にその旨を届け出なければならない。

(石綿健康被害医療手帳の再交付の申請)

第八条 被認定者は、石綿健康被害医療手帳を破り、汚し、又は失ったときは、機構に再交付を申請することができる。

2 被認定者は、前項の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した再交付申請書を機構に提出しなければならない。

一 被認定者の氏名及び住所

二 石綿健康被害医療手帳の番号

三 再交付の申請の理由

3 石綿健康被害医療手帳を破り、又は汚した被認定者が第一項の申請をする場合には、申請書に、その石綿健康被害医療手帳を添えなければならない。

4 被認定者は、石綿健康被害医療手帳の再交付を受けた後、失った石綿健康被害医療手帳を発見したときは、速やかに、これを機構に返還しなければならない。

(石綿健康被害医療手帳の返還)

第九条 被認定者が次の各号の一に該当するに至ったときは、その者又は戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、石綿健康被害医療手帳を機構に返還しなければならない。

一 認定疾病が治ったとき

二 死亡したとき

三 法第六条第一項又は第二項に規定する有効期間が満了したとき

四 機構から認定の取消しを受けたとき

五 被認定者に対し、同一の事由について、損害賠償その他の給付等を受けたことにより損害がてん補された場合において、その受けた損害賠償その他の給付等のうち医療費に相当する金額が、法第十二条第一項に規定する医療費の額を満たすものであるとき

六 被認定者に対し、認定疾病について、健康保険法等以外の法令(条例を含む。)の規定により医療に関する給付が行われるべき場合において、その給付の額が、法第十二条第一項に規定する医療費の額を満たすものであるとき

(環境省令で定める病院、診療所又は薬局)

第十条 法第十一条に規定する環境省令で定める病院、診療所(これらに準ずるものを含む。)又は薬局は、次に掲げるものとする。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十六条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関

二 健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者

三 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条第一項に規定する指定医療機関

四 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)及び同法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設

五 介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第七条第八項に規定する訪問看護を行う者に限る。以下同じ。)

(法第十三条第一項に規定する方式によらない旨の申出)

第十一条 法第十一条の規定により診療報酬の請求及び支払に関し法第十三条第一項に規定する方式によらない旨を申し出ようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

一 病院、診療所、訪問看護ステーション（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第十九条に規定する訪問看護ステーションをいう。）、介護老人保健施設、介護保険法第七条第八項に規定する訪問看護を提供する事業所又は薬局の名称及び所在地

二 開設者の氏名又は名称及び住所又は所在地

（医療費の請求）

第十二条 医療費の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一 被認定者（認定前にあつては、認定の申請をした者）の氏名、性別、生年月日及び住所

二 被認定者が石綿健康被害医療手帳の交付を受けていたときは、その番号

三 認定疾病（認定前にあつては、認定の申請に係る疾病）の名称

四 当該医療費の支給の請求に係る疾病の名称及び医療の内容

五 法第十二条第一項に規定する医療費の額

六 法第十五条第一項の規定により医療費の支給を請求しようとする者にあつては、保険医療機関等以外

の病院、診療所又は薬局その他の者から医療を受けた理由

七 法第十五条第二項の規定により医療費の支給を請求しようとする者にあつては、石綿健康被害医療手帳を提示しなかつた理由

2 前項第四号及び第五号に掲げる事項については、医師その他の診療、薬剤の支給又は手当を行った者の証明を受けなければならない。ただし、移送に要した費用の額については、この限りでない。

3 第一項第五号の額が移送に要した費用の額を含むものであるときは、当該費用の額を証明することができる書類を、同項の請求書に添えなければならない。

(療養手当の請求)

第十三条 療養手当の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

- 一 被認定者（認定前にあつては、認定の申請をした者）の氏名、性別、生年月日及び住所
- 二 被認定者が石綿健康被害医療手帳の交付を受けていたときは、その番号
- 三 認定疾病（認定前にあつては、認定の申請に係る疾病）の名称

(現況の届出)

第十四条 被認定者は、毎年五月一日から同月三十一日までの間に、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書（自ら署名することが困難な被認定者にあつては、当該被認定者の代理人が署名した届書）を機構に提出しなければならない。

一 被認定者の氏名、生年月日及び住所

二 石綿健康被害医療手帳の番号

三 認定疾病の名称

2 被認定者であつて日本国内に住所を有しないものにあつては、前項の届書に、その者の生存の事実が確認できる書類を添えて、機構に提出しなければならない。

3 第一項の規定は、認定の申請をした日以後一年以内に到来する五月三十一日が属する年には、これを適用しない。

(未支給の医療費等の請求)

第十五条 法第十八条第一項の規定により未支給の医療費等の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事

項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一 医療費等を受けることができた者で死亡したもの（以下この条において「支給前死亡者」という。）の氏名、性別、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二 請求者の氏名、性別、生年月日、住所及び支給前死亡者との身分関係

三 未支給の医療費等の種類

四 支給前死亡者が石綿健康被害医療手帳の交付を受けていたときは、その番号

五 支給前死亡者の死亡年月日

2 前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

一 支給前死亡者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

二 請求者と支給前死亡者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

三 請求者が支給前死亡者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類

四 請求者が支給前死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

五 支給前死亡者が医療費等の支給を請求する場合に提出すべきであった書類その他の資料でまだ提出していなかったもの

3 未支給の医療費の支給の請求をする場合において、支給前死亡者が死亡前にその医療費の支給を請求していなかったときは、未支給の医療費の支給を請求しようとする者は、第十二条の例による請求書及びこれに添えなければならぬ書類を機構に提出しなければならない。

(葬祭料の請求)

第十六条 葬祭料の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

- 一 死亡した被認定者の氏名、性別、生年月日及び死亡の当時有していた住所
- 二 請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した被認定者との関係
- 三 認定疾病の名称
- 四 死亡した被認定者が石綿健康被害医療手帳の交付を受けていたときは、その番号
- 五 被認定者の死亡年月日

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 被認定者の死亡の事実及び死亡年月日並びに認定疾病に起因して死亡したことを証明することができる書類

二 請求者が死亡した被認定者について葬祭を行う者であることを明らかにすることができる書類

(特別遺族弔慰金等の請求)

第十七条 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一 日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して法の施行の日前に死亡した者(以下「施行前死亡者」という。)の氏名、性別、生年月日及び死亡年月日並びに死亡の当時有していた住所

二 請求に係る疾病の名称

三 施行前死亡者が死亡の当時日本国内に住所を有していなかったときは、日本国内に住所を有していた

期間

四 請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに施行前死亡者との身分関係

2 前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

一 施行前死亡者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書若しくは死体検案書を機構が確認することの同意書又は請求に係る疾病に起因して死亡したことを証明することができる診療録の写し

二 請求に係る疾病が気管支又は肺の悪性新生物であるときは、石綿を吸入することにより当該疾病にかかったことを証明することができる資料

三 請求者と施行前死亡者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

四 請求者が施行前死亡者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類

五 請求者が施行前死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類
(救済給付調整金の請求)

第十八条 救済給付調整金の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

- 一 死亡した被認定者の氏名、性別、生年月日及び死亡の当時有していた住所
 - 二 請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した被認定者との身分関係
 - 三 認定疾病の名称
 - 四 死亡した被認定者が石綿健康被害医療手帳の交付を受けていたときは、その番号
 - 五 被認定者の死亡年月日
- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 被認定者の死亡の事実及び死亡年月日並びに認定疾病に起因して死亡したことを証明することができる書類
 - 二 請求者と被認定者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本
 - 三 請求者が被認定者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
 - 四 請求者が被認定者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類
- (損害のてん補を受けた場合の届出)

第十九条 救済給付を受け、又は受けようとする者は、同一の事由について、損害賠償その他の給付等を受けたことにより損害がてん補された場合は、その受けた損害賠償その他の給付等の額及び内容を機構に届け出なければならぬ。

(他の法令による給付を受けた場合の届出)

第二十条 救済給付を受け、又は受けようとする者は、同一の事由について、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)その他の法令による給付で政令で定めるものが行われるべき場合にあっては、その法令の名称及び給付の種類並びに既に支給を受けたものがあるときはその支給を受けた額を、機構に届け出なければならぬ。

(令第七条の環境省令で定める規定に基づき支給される給付)

第二十一条 石綿による健康被害の救済に関する法律施行令(以下「令」という。)第七条の環境省令で定める規定に基づき支給される給付は、次のとおりとする。

- 一 監獄法(明治四十一年法律第二十八号)第二十八条第一項の規定による手当金
- 二 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第四十六条の規定による増加恩給、第四十六条ノ二の規定によ

る傷病賜金及び同法第七十三条の規定による扶助料（第七十五条第一項第二号に規定するものに限る。

）並びに恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第二十二條第一項の規定による増加恩給及び傷病年金

三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十条第一項の規定による傷病手当金、同法第四十条第

一項及び第二項の規定による障害年金、同条第三項の規定による障害手当金、同法第四十二条、第四十

二条ノ二又は第四十二条ノ三の規定による給付、同法第四十六条の規定による介護料、同法第五十条の

規定による遺族年金、同法第五十条ノ七の規定による給付、同法第五十条ノ九の規定による葬祭料、同

法附則第七項の規定による障害前払一時金並びに同法附則第八項の規定による遺族前払一時金

四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十六条の規定による休業補償、同法第七十七条の規

定による障害補償、同法第七十九条の規定による遺族補償、同法第八十条の規定による葬祭料及び同法

第八十一条の規定による打切補償

五 労働者災害補償保険法第十二条の八第一項第二号の規定による休業補償給付、同項第三号の規定によ

る障害補償給付、同項第四号の規定による遺族補償給付、同項第五号の規定による葬祭料、同項第六号

の規定による傷病補償年金、同項第七号の規定による介護補償給付、同法第二十一条第二号の規定による休業給付、同条第三号の規定による障害給付、同条第四号の規定による遺族給付、同条第五号の規定による葬祭給付、同条第六号の規定による傷病年金、同条第七号の規定による介護給付、同法附則第五十八条第一項の規定による障害補償年金差額一時金、同法附則第五十九条第一項の規定による障害補償年金前払一時金、同法附則第六十条第一項の規定による遺族補償年金前払一時金、同法附則第六十一条第一項の規定による障害年金差額一時金、同法附則第六十二条第一項の規定による障害年金前払一時金及び同法附則第六十三条第一項の規定による遺族年金前払一時金

六 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第十二条の三の規定による補償

七 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第二十六条の二の規定による補償

八 船員法（昭和二十二年法律第百号）第九十一条第一項の規定による傷病手当、同条第二項の規定による予後手当、同法第九十二条の規定による障害手当、同法第九十三条の規定による遺族手当及び同法第

九十四条の規定による葬祭料

- 九 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十九条の規定による扶助金
- 十 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条の七第一項の規定に基づく補償
- 十一 少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第八条の二第一項の規定による手当金
- 十二 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の三の規定に基づく補償
- 十三 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の二第一項又は第四十五条の規定に基づく補償
- 十四 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十二条の規定による休業補償、同法第十二条の二第一項の規定による傷病補償年金、同法第十三条第一項の規定による障害補償年金及び障害補償一時金、同法第十四条の二第一項の規定による介護補償、同法第十五条の規定による遺族補償年金及び遺族補償一時金、同法第十八条の規定による葬祭補償、同法附則第四項の規定による障害補償年金差額一時金、同法附則第八項の規定による障害補償年金前払一時金並びに同法附則第十二項の規定による遺族補償年金前払一時金
- 十五 次に掲げる法律の規定による補償であつて前号に規定する補償に相当するもの
 - イ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第十五条

- 口 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）
- 八 防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条第一項
- 二 裁判官の災害補償に関する法律（昭和三十五年法律第百号）
- 十六 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）第七条の規定による障害年金及び障害一時金、同法第二十三条第一項の規定による遺族年金、同条第二項の規定による遺族給与金並びに戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第四十五号）による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法第三十九条の二第一項の規定による遺族一時金
- 十七 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第二十条の規定による給付（同法第五条第一項第一号の規定による療養給付を除く。）
- 十八 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）第二条又は第三条の規定による給付（同法第五条第一項第一号の規定による療養給付を除く。）
- 十九 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百三条第十二項の規定に基づく補償
- 二十 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第

- 百四十三号) 第二条の規定による補償(同法第三条第一号の規定による療養補償を除く。)
- 二十一 婦人補導院法(昭和三十三年法律第十七号) 第十二条第一項の規定による手当金
- 二十二 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十六年法律第二百十五号) 第八条第一項の規定による休業給付金、同法第九条第一項の規定による障害給付金、同法第十条第一項の規定による遺族給付金、同法第十三条第一項の規定による葬祭給付金、同法第十四条第一項の規定による打切給付金、同法第十四条の三の規定による特別障害給付金、同法第十四条の四の規定による特別遺族給付金及び同法第十四条の五の規定による特別打切給付金
- 二十三 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号) 第八十四条の規定に基づく補償
- 二十四 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号) 第十八条の規定による療養手当及び同法第十九条の規定による葬祭料
- 二十五 河川法(昭和三十九年法律第六十七号) 第二十二條第六項の規定に基づく補償
- 二十六 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号) 第二十八條の規定による休業補償、同法第二十八條の二第一項に規定する傷病補償年金、同法第二十九條第一項の規定による障害補償年金及

び障害補償一時金、同法第三十条の二第一項の規定による介護補償、同法第三十一条の規定による遺族補償年金及び遺族補償一時金、同法第四十二条の規定による葬祭補償、同法附則第五条の二第一項の規定による障害補償年金差額一時金、同法附則第五条の三第一項の規定による障害補償年金前払一時金並びに同法附則第六条第一項の規定による遺族補償年金前払一時金並びに同法第六十九条第一項の条例によるこれらに相当する補償

二十七 日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）第二十九条第七項の規定による補償

二十八 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）第十八条の規定による補償

二十九 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十五条第一項第六号又は同法附則第八条第一項の規定による障害見舞金及び死亡見舞金

三十 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第六十条第一項又は第二項の規定に基づく補償

（令第八条の環境省令で定める算定方法）

第二十二條 令第八條に定める額は、同条第一号に該当する場合にあつては、調整基礎額に一を乗じて算定するものとし、同条第二号に該当する場合にあつては、当該給付が行われるべき事由が生じた時から当該給付を受けるべき時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該調整基礎額となるべき額を合計して算定するものとする。

2 前項の調整基礎額は、前条各号に規定する給付（以下「災害給付」という。）の額とする。ただし、災害給付が行われることを理由として、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）若しくは国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の規定による年金たる給付の支給が停止され、又は児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の規定による児童扶養手当の支給が行われないこととなる場合には、当該支給が停止され、又は支給が行われないこととなる年金たる給付又は児童扶養手当の額（その額が当該災害給付の額を超えるときは当該災害給付の額）を当該災害給付の額から減じて得られる額をもって、前項の調整基礎額とする。

（認定及び救済給付に関する処分の通知）

第二十三條 機構は、法第四条第一項若しくは法第二十二條第一項の認定又は救済給付に関する処分を行つ

たときは、速やかに、文書でその内容を申請者又は請求者に通知しなければならない。

(添付書類の省略)

第二十四条 この省令の規定により同時に二以上の申請書、請求書又は届書を提出する場合において、一の申請書、請求書又は届書に添えなければならない書類により、他の申請書、請求書又は届書に添えなければならない書類に係る事項を明らかにすることができるときは、他の申請書、請求書又は届書の余白にその旨を記載して、他の申請書、請求書又は届書に添えなければならない当該書類は省略することができる。同一の世帯に属する二人以上の者が同時に申請書、請求書又は届書を提出する場合における他方の申請書、請求書又は届書についても、同様とする。

2 前項に規定する場合のほか、機構は、特に必要がないと認めるときは、この省令の規定により申請書、請求書又は届書に添えなければならない書類を省略させることができる。

(申請等の經由)

第二十五条 法及びこの省令の規定により機構に提出する申請書、請求書又は届書は、地方環境事務所を経由して提出することができる。

2 法及びこの省令の規定により機構に提出する申請書、請求書又は届書を地方環境事務所を経由して提出した場合は、地方環境事務所長が受理した時に機構に提出されたものとみなす。

(書面等の提出の日)

第二十六条 法及びこの省令の規定により機構に提出する申請書、請求書又は届書が郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出された場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）にその提出がされたものとみなす。

2 法及びこの省令の規定により機構に提出する申請書、請求書又は届書を環境大臣が指定した者を経由して提出した場合は、当該者が接受した時に機構に提出されたものとみなす。

(地方公共団体に対する情報開示)

第二十七条 機構は、地方公共団体に対して法の規定により機構が行う業務及び石綿健康被害救済基金の状

況に関する情報の開示に努めるものとする。

(証明書の様式)

第二十八条 法第五十五条第二項において準用する法第四十五条第二項の規定により携帯すべき証明書は、様式第二によるものとする。

2 法第五十六条第二項において準用する法第四十五条第二項の規定により携帯すべき証明書は、様式第三によるものとする。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成十八年三月二十七日）から施行する。

様式第 1 (第 2 条関係)

(表 面)

<p>石綿健康被害医療手帳</p> <p style="text-align: right;">手帳番号 _____</p>									
公費負担者番号									
公費負担医療の 受給者番号									
被 認 定 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 2px;">氏 名</td> <td style="width: 40%; padding: 2px;">男・女</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">生 年 月 日</td> <td style="padding: 2px;">明治・大正 昭和・平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">住 所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">認定疾病の名称</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	氏 名	男・女	生 年 月 日	明治・大正 昭和・平成 年 月 日	住 所		認定疾病の名称	
氏 名	男・女								
生 年 月 日	明治・大正 昭和・平成 年 月 日								
住 所									
認定疾病の名称									
交 付 年 月 日	平成 年 月 日								
有 効 期 限	平成 年 月 日								
発行機関及び印	独立行政法人 環境再生保全機構								

(裏 面)

<p>治 療</p>			
疾病の名称	治 療 期 間	入 院 の 日 数	医 療 機 関 の 名 称

＜注意事項＞

- 1 保険医療機関等において医療を受ける場合、被保険者証、組合員証又は老人保健法医療受給者証に添えて、この石綿健康被害医療手帳を必ず窓口に提出してください。
- 2 認定疾病（付随して発生するいわゆる続発症を含む。）について、医療保険の給付対象となる診療及び介護保険の適用を受ける医療系サービスを受けた場合、保険適用となる範囲の自己負担分が給付対象となります。遺伝性疾病、歯科診療、正常分娩に係る産科診療、第三者行為による傷害、その他他に原因が明らかであると主治医が認めた疾病に関する医療については対象となりません。
- 3 緊急その他やむを得ない理由があるときに、手帳を提示せずに保険医療機関等から医療を受けた場合や、保険医療機関等以外から医療を受けた場合は、後から、（独）環境再生保全機構に医療費の支給を請求することができます。
- 4 住所又は氏名に変更があったときは、速やかに届け出てください。
- 5 認定疾病が治ったとき、この手帳の有効期間が来たとき、認定の取消しを受けたとき、又は被認定者が死亡したときは、この手帳を速やかに返還してください。
- 6 この石綿健康被害医療手帳は紛失しないようにしてください。もし、破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出てください。
- 7 不正にこの証を使用した者は刑法によって詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考 この手帳の用紙の大きさは、日本工業規格 B 6 とする。

様式第 2 (第28条第 1 項関係)

(表)

(裏)

第 号
石綿による健康被害の救済に関する法律第55条第 2 項の規定による身分証明書
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-bottom: 5px;">写真</div> <div style="text-align: center;"> <p>職名及び氏名</p> <p>年 月 日発行</p> </div> </div>
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 独立行政法人 環境再生保全機構理事長 印 </div>

石綿による健康被害の救済に関する法律抜すい
 (保険医療機関等に対する報告の徴収等)
 第55条 機構は、第13条第 1 項の規定による保険医療機関等に対する医療費の支払に関し必要があると認めるときは、保険医療機関等の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、保険医療機関等についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 第45条第 2 項の規定は前項の規定による検査について、同条第 3 項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3 機構は、保険医療機関等の管理者が、正当な理由がなく第 1 項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく同項の同意を拒んだときは、当該保険医療機関等に対する医療費の支払を一時差し止めることができる。
 (船舶所有者に対する報告の徴収等)
 第45条 (略)
 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格 B 7 とする。

様式第3（第28条第2項関係）

（表）

（裏）

第 号
石綿による健康被害の救済に関する法律第56条第2項の規定による身分証明書
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-bottom: 5px;">写真</div> <div style="text-align: center;"> <p>職名及び氏名</p> <p>年 月 日発行</p> </div> </div>
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 独立行政法人 環境再生保全機構理事長 印 </div>

石綿による健康被害の救済に関する法律抜すい
 （診療を行った者等に対する報告の徴収等）
 第56条 機構は、認定又は救済給付の支給に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請に係る診断若しくは救済給付に関する診療、薬剤の支給若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診断又は診療、薬剤の支給若しくは手当につき、報告若しくは診療録その他の物件の提示を求め、又は当該職員に質問させることができる。
 2 第45条第2項の規定は前項の規定による質問について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（船舶所有者に対する報告の徴収等）
 第45条（略）
 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
 第89条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
 一（略）
 二 第56条第1項の規定により報告若しくは診療録その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格B7とする。